

議第五十五号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号に次のように加える。

リ 岐阜県暴力団排除条例（平成二十二年岐阜県条例第五十四号）第二十七条第一項第二号に規定する罪

第五条第四号中「（平成二十二年岐阜県条例第五十四号）」を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

風俗案内業の欠格事由に、岐阜県暴力団排除条例に規定する刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者であることを追加するため、この条例を定めようとする。